

多治見市学校給食用物資納入業者登録等に関する要領

(趣旨)

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達と学校給食を活用した望ましい食習慣と食に関する実践力を身につけさせるために実施するもので、その物資の調達については円滑な運営を期する。多治見市学校給食用物資納入業者登録等に関し、必要な事項を次のとおり定めるものとする。

1 業者指定基準は、次のとおりとする。

- (1) 給食用納入物資については、学校給食の趣旨を理解し、良質廉価、規格に合致する物資を誠実に納入できること。
- (2) 食品衛生法その他法令等により定められた許可、認可、免許等（以下「許認可等」という。）又は届出を要する者にあつては、当該許認可等を受け、又は届出を行っていること。
- (3) 検便（赤痢菌・サルモネラ菌・病原性大腸菌 O-157、O-26 の 4 項目）を実施し、入札の際、見積書とともに細菌検査証明書（写）を提出できること。（当該見積書提出日から起算して 7 週間前までの検査まで有効）
- (4) 品質管理が確実に行われ、仕入れから納品に至るまでの全ての工程において、次のように食品の安全及び衛生管理が徹底されていること。
 - ア 材料倉庫、製品倉庫、冷蔵設備、包装及び輸送その他衛生上の必要な管理と施設が、保健所等監督官公庁の検査で良好であること。
 - イ 魚・肉などを納入する場合は納品の際の白衣・帽子を着用する等、衛生管理上必要な事項として調理場の担当職員が指示する事項について対応ができること。
 - ウ 納品の際、調理場の担当職員による検収、検査に立ち会うことができること。
- (5) 物資の納入については、発注及び食品の安全及び衛生管理に必要な冷蔵車等の輸送力を有し、指示する期日、時刻、場所に必ず納入できること。
- (6) 確実な資金で経営され、取引先が確実であること。
- (7) 納税義務が遂行されていること。
- (8) 市内産農産物を納入する生産者等は、この限りではない。

2 業者の指定及び物資の契約方法は、次のとおりとする。

- (1) 納入業者の指定を希望する者は、多治見市学校給食物資納入業者指定願及び関係書類を、多治見市教育委員会事務局食育推進課（以下「食育推進課」という。）に提出すること。
- (2) 食育推進課は、業者指定基準に基づき審査し、多治見市学校給食運営委員会に諮り、指定の決定をする。
- (3) 指定を受けた業者（以下「指定業者」という。）と多治見市教育長は、給食物資取引契約

書により学校給食物資納入について契約を締結する。

- (4) 指定業者は、食育推進課が提示する学校給食用物資の仕様に基づき見積書、見本品及び必要な検査結果等を提出する。
- (5) 見積書の提出があったときは、見積価格及び提供された見本品及び関係書類を選考の基準として納入業者を決定する。
- (6) 市内産農産物を納入する生産者等は、この限りではない。